

## 第 13 次外国投資ネガティブリストの公布

2026 年 6 月

One Asia Lawyers Philippines Team

日本法弁護士 難波 泰明

フィリピン弁護士 Razel Ann P. Esteban

### 1. 概要

2026 年 4 月 13 日、フェルディナンド・マルコス・ジュニア大統領は、大統領令第 113 号 (Executive Order No. 113) を発出し、第 13 次外国投資ネガティブリスト (13th Foreign Investment Negative List、以下「第 13 次 FINL」) を公表しました。

第 13 次 FINL は、2022 年 6 月に当時のロドリゴ・ドゥテルテ大統領により発出された第 12 次 FINL に代わるものです。今回の改訂では、小売自由化法 (Retail Trade Liberalization Act) 及び公共サービス法 (Public Service Act) の改正内容を反映・明確化するとともに、新政府調達法 (New Government Procurement Act) 及び自立的防衛態勢活性化法 (Self-Reliant Defense Posture Revitalization Act) 等の重要法令の制定内容が組み込まれています。



第 13 次 FINL は、2026 年 5 月 1 日に施行されています。

### 2. 改正点の概要

以下は、第 13 次 FINL と第 12 次 FINL との主な相違点を比較した一覧です。

第 12 次 FINL	第 13 次 FINL	備考
外国資本出資不可 専門職の実施。ただし、法令で認められた場合であって、当該法令に定める条件を満たす場合を除く。 別紙「専門職一覧」には以下が記載されていた。 a. 関連法令に基づく相互主義が適用される場合を除き、外国人による従事が認められない専門職 b. 関連法令に基づき外国資本規制が適用される専門職法人	外国資本出資不可 削除	外国人個人がフィリピンにおいてその他の専門職に従事する場合には、引き続き関連法令に基づく相互主義要件が適用され、相互主義が認められない場合には、従事はフィリピン国民に限定されます。したがって、第 12 次 FINL の別紙「専門職一覧」に記載されていた専門職に対する外国人個人の制限は引き続き存続していると解されます。
外国資本出資不可	外国資本出資比率 40%まで可	共和国法第 11595 号 (小売業自由化法) 上、払込資本

払込資本金 2,500 万ペソ未満の小売事業	払込資本金 2,500 万ペソ未満の小売事業	金 2,500 万ペソ未満の小売事業についても、外国資本比率 40%まで認められることが明確化されました。
<b>外国資本出資不可</b> 私立探偵業、監視員業又は警備員派遣業の組織及び運営	<b>外国資本出資不可</b> 民間警備会社 (Private Security Agency)	共和国法第 11917 号 (民間警備サービス産業法) により、私立探偵業、監視員業及び警備員派遣業が「民間警備会社」に統合されました。
<b>外国資本出資不可</b> 爆竹その他の火工品の製造	<b>外国資本出資不可</b> 爆竹その他の火工品の製造及び小売	爆竹その他の火工品の小売業が規制対象に追加されました。
<b>外国資本出資比率 40%まで可</b> 天然資源の探査、開発及び利用	<b>外国資本出資比率 40%まで可</b> 天然資源の探査、開発及び利用 (天然水源からの取水を含む)。ただし以下を除く。 a. 大統領との契約に基づく大規模鉱物資源、石油及びその他鉱油の探査、開発及び利用に関する技術援助契約又は資金援助契約 (憲法第 12 条第 2 節) b. 太陽光、風力、水力、海洋エネルギー又は潮力等の再生可能エネルギー	外国資本規制の対象に天然水源からの取水が追加されました。また、鉱物資源、石油及び鉱油の探査・開発・利用に関する大統領との技術援助契約又は資金援助契約、並びに再生可能エネルギーの探査・開発・利用については、外国資本規制の対象外であることが明確化されました。
<b>外国資本出資比率 40%まで可</b> 遠洋商業漁船の運航	<b>外国資本出資比率 40%まで可</b> 商業漁船の運航	「遠洋 (deep sea)」の文言が削除され、商業漁船全般の運航が外国資本規制の対象となりました。
<b>外国資本出資比率 40%まで可</b> サウナ、スチームバス施設、マッサージクリニックその他公衆衛生及び公序良俗への影響を理由として法令により規制される類似事業。ただし、ウェルネスセンターを除く。	<b>外国資本出資比率 40%まで可</b> サウナ、スチームバス施設、マッサージクリニックその他公衆衛生及び公序良俗への影響を理由として法令により規制される類似事業	ウェルネスセンターに対する適用除外が削除されました。
<b>外国資本出資比率 40%まで可</b> 1. インフラプロジェクトの調達 2. 政府所有又は政府支配法人 (GOCC)、政府機関又は地方	<b>外国資本出資比率 40%まで可</b> 1. 政府による物品調達 2. 政府によるインフラプロジェクト調達 (建設対象の構造物についてフィリピン企業が	共和国法第 12009 号 (新政府調達法) に基づき、従来の規制が「政府による物品調達」「インフラプロジェクト調達」「コンサルティ

<p>自治体に対する資材、商品及び物品の供給契約</p>	<p>十分に保有していない技術又は工法を必要とする場合は、外国資本比率 75%まで認められる) 3. 政府によるコンサルティングサービス調達</p>	<p>ングサービス調達」に整理されました。</p>
<p>該当規定なし</p>	<p><b>外国資本出資比率 40%まで可</b> 国内企業による軍需品 (Materiel) の開発、生産、製造、組立、整備又は運用</p>	<p>共和国法第 12024 号 (自立的防衛態勢活性化法) に基づき新たに追加されました。「軍需品 (Materiel)」とは、軍事技術、兵器システム、武器、弾薬、戦闘服、防護装備、車両その他これらに類する軍事機器及び資材を指します。</p>
<p><b>外国資本出資比率 40%まで可</b> 専用無線通信ネットワーク</p>	<p><b>外国資本出資比率 100%まで可</b> 電気通信事業の運営及び管理 (当該外国人の本国がフィリピン国民に対して相互主義を認めている場合) 相互主義が認められない場合は外国資本比率 50%まで</p>	<p>共和国法第 11659 号 (公共サービス法改正法) に基づき、電気通信事業の運営及び管理については、相互主義が認められる場合には外国資本 100%まで、相互主義がない場合でも 50%まで認められることとなりました。</p>

第 13 次外国投資ネガティブリストに基づく制限業種の完全な一覧は、以下の政府公式サイトをご参照ください。

<https://www.officialgazette.gov.ph/2026/04/13/executive-order-no-113-s-2026/>

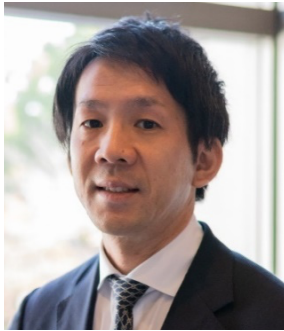
◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> 又は [info@oneasia.legal](mailto:info@oneasia.legal) までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

<著者>



**難波 泰明**

**弁護士法人 One Asia 大阪オフィス パートナー弁護士  
フィリピン担当  
アジア ESG/SDGs プラクティスグループ リーダー**

大阪市内の法律事務所での約7年間の勤務を経て独立し、法律事務所の経営に携わり、国内企業の人事労務、紛争解決、知的財産、倒産処理建築紛争、マンション管理、一般民事事件、刑事事件のほか、大阪市債権管理回収アドバイザーなどの自治体実務を取り扱う。包括外部監査人補助者も複数年にわたり務め、活用賞を受賞。

2021年9月、弁護士法人One Asiaに参画。フィリピンチームを担当し、2023年からフィリピンに駐在。フィリピン進出に関する法令調査、人事労務、各種コンプライアンス、M&A、債権回収、撤退支援、ESG関連など、幅広くアドバイスを提供している。

APAC Insider Best Labor Dispute Lawyer 2024 受賞

[yasuaki.nanba@oneasia.legal](mailto:yasuaki.nanba@oneasia.legal)



**Razel Ann P. Esteban**

**One Asia Lawyers Philippines team**

Razel は、2021年にフィリピン大学法学部を学部長表彰学生として卒業し、2022年フィリピン司法試験の模範合格者となった。

その後2022年から2025年まで ACCRALAW 法律事務所の知的財産部門でジュニアアソシエイトとして勤務し、フィリピン国内外のクライアント向けに知的財産出願、訴訟、助言を含む様々な知的財産業務を担当。また、ライセンス契約、技術移転契約、データ共有契約、データ処理契約の審査を通じ、フィリピンの知的財産法およびデータプライバシー法規制への準拠を確保する経験を有する。

Razel は2025年に大阪で外国人弁護士として短期間勤務し、国際クライアントの日本商標ポートフォリオに関する窓口業務を担当するとともに、日本における知的財産出願及び権利行使に関する助言を提供した。

[razel.esteban@oneasia.legal](mailto:razel.esteban@oneasia.legal)